

議会活性化特別委員会報告書
(中 間 報 告 書)

令和元年9月25日第3回定例会において設置された当特別委員会が、令和2年第4回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

令和 4 年 2 月 3 日

七飯町議会議長 木 下 敏 様

議会活性化特別委員会
委員長 中 島 勝 也

記

- 1 令和2年12月22日に第12回目の委員会を開催し、総務部長、情報防災課長に出席を求め、本会議のインターネット配信について提出資料に基づいて聴取を行い、インターネット配信の導入時期は準備が整い次第開始することに決定した。
次に議会だよりの簡素化について協議し、次回の委員会までに各会派の意見を提出することを確認した。
- 2 令和3年4月15日に第13回目の委員会を開催し、本会議のインターネット配信と議会だよりの発行については、令和3年第1回定例会で設置された七飯町議会広報広聴特別委員会に継承するとともに、今後の議会だよりの記載内容については、下記のとおり見直しすることを決定した。
 - ・はこだて市議会だよりを参考に簡素化を図る。
 - ・文字を大きくすることや文字数の見直しを行い、より見やすさを図る。
 - ・一般質問や委員会報告については、ホームページや動画配信のページへリンクできるようにQRコードを付して簡素化を図る。

- ・ 公共施設等に紙媒体（議案書、議決一覧表、一般質問通告書、委員会報告書等を綴ったファイル）を設置すること。
- ・ 読み手の側に立った広報への心がけ、必要性に応じた行政用語・議公用語の解説、簡素・コンパクト・インパクトの重視を図る。

次回の委員会では、議員定数と議員報酬について協議することとし、過去に本町議会で議員定数について協議を行い、報告された内容等を資料として提出することを確認した。

- 3 令和3年7月13日に第14回目の委員会を開催し、議員定数と議員報酬について提出された資料（資料1、資料2）を基に、次回の委員会までに各会派の意見を提出することとした。

また、八雲町議会の議員報酬の見直しを参考に、原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）による議員報酬の試算結果を資料として提出することを確認した。

- 4 令和3年9月12日に第15回目の委員会を開催し、議員定数と議員報酬について各会派の意見を聴取した。議員定数については、20人に増員、18人の現状維持、10人～16人に削減という様々な意見があり、議員報酬については、増額、現状維持の意見があったが、統一した見解とはならなかったことから、各会派の意見を踏まえ再度検討し、次回の委員会までに検討結果を再提出することとした。

なお、前回の委員会で要求のあった原価方式による議員報酬の試算結果は次のとおりである。

○原価方式（議員の活動量と町長の活動量及び給与額を基にする方式）による算定

同じ公選職である町長の活動量に対する議員の活動量の比率を算出し、その比率をもって町長給与額に乗じることによって算出する方法。全国町村議会議長会において示されている全国標準は、議長が40～54%、副議長が33～37%、議員が30～31%とされている。

なお、原価方式については、議員活動を数値化することによって役務の対価として、議員報酬算定の根拠を明確にすることができるものである。議員報酬は当該団体の財政事情、住民所得水準、一般職員給与との比較など、諸般の事情を総合的に考慮し、決定することが適当と考えられている。これらの事情は、町長の給与月額を決定する際に考慮され尽くしていると考えられ、町長の給与月額を基準とすることによって、これらの事情を反映することができる。

以下の表から現在の議員報酬月額、町長給与月額と比較した場合、全国標準よりも低いことが把握できる。

【現在の比率】

	議 長	副議長	委員長	議 員
議員報酬月額	330,000円	260,000円	240,000円	230,000円
町長給与月額	920,000円			
町長給与に対する比率	35%	28%	26%	25%
全 国 標 準	40～54%	33～37%	公表なし	30～31%

○議員活動日数の算出について

本会議・委員会等の議会活動の他、それに附属した活動（質問や議案に関する調査等）、それ以外の議員個人としての日常活動（住民からの相談・各地区自治会への出席など）のそれぞれの日数を算出した。

（1）対象とする活動の範囲

本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会報告会運営委員会、議員・委員の出張、議員活動に伴う調査研究・情報収集、議員として係わる住民との接触

- ア 正副議長については、七飯町議会正副議長として参加した会議及び用務等の実績に、本会議・所属委員会等の日数を合わせて算出した。
- イ 委員長・委員については、所属委員会等の違いはあるが、各会議等の組み合わせにより積み上げし、一人当たりの平均日数を算出した。

（2）議会活動日数の考え方

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度及び令和3年度は議会活動が制限されたことから、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、令和元年5月1日から令和2年4月30日までの2年間の活動日数を対象とし、1年間の平均活動日数を算出した。なお、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間については、改選期のため活動日数の算出に使用しないこととした。

また、活動があった日は1日としてカウントして算出している。

（3）日常議員活動日数の考え方

議員としての日常における活動の把握は難しいことから、全国町村議会議長会政

策審議会「議員報酬についての“全国標準”」を採用することとし、「調査研究・情報収集」及び「住民との接触」をそれぞれ月2日とし、年間48日とした。

調査研究・情報収集 2日×12カ月 + 住民との接触 2日×12カ月 = 48日

(4) 議員活動日数の算出について

議会活動日数 + 日常議員活動日数 (48日) = 議員活動日数とした。

	議 長	副議長	委員長	議 員
議 会 活 動 日 数	105日	57日	55日	51日
日常議員活動日数	48日	48日	48日	48日
議 員 活 動 日 数	153日	105日	103日	99日

(5) 町長職務遂行日数の算出について

町長の職務遂行日数についても、議員と同じ期間を対象とし、公務が行われた日はすべて1日として算出した。なお、町長職務遂行日数は314日である。

(6) 原価方式による試算との差額について

町長職務遂行日数に対する議員活動日数の割合から算出した、原価方式による議員報酬月額試算と現在の議員報酬月額との差額は、下記のとおりである (千円未満切捨て)。

	議 長	副議長	委員長	議 員
議 員 活 動 日 数	153日	105日	103日	99日
町長職務遂行日数	314日			
町長職務遂行日数に対する議員活動日数の割合	48%	33%	32%	31%
	↓	↓	↓	↓
原価方式による試算	441,000円	303,000円	294,000円	285,000円
現在の議員報酬月額	330,000円	260,000円	240,000円	230,000円
原 価 方 式 に よ る 試 算 と の 差 額	111,000円	43,000円	54,000円	55,000円

5 令和3年10月14日に第16回目の委員会を開催し、前回に引き続き議員定数と議員報酬について協議を行った。令和5年4月に行われる予定の町議会議員選挙の1年前迄には議会活性化特別委員会の協議結果を町民に周知したいことから、令和4年第1回定例会に中間報告書を提出することを全員一致で確認した。

今回の委員会では先に議員定数について協議することとし、各会派の意見を聴取した。定数を削減した場合は民意を反映できなくなるとの反対意見もあったが、七飯町の人口推移は他自治体に比べて減少幅は少ないが、国の統計調査によれば減少傾向にあること、民意の反映や議会運営は議員定数を削減しても各議員の努力によって遂行可能であること、近年は町議会議員選挙の立候補者数が減少傾向にあり、無投票が危惧されることなどにより、委員1人を除く全員が削減に賛成し、次期改選期から議員定数を削減すること、また、削減数については今後協議することを決定した。

次回の委員会では常任委員会の設置状況についての検討を踏まえながら削減後の議員定数について協議を行うため、他自治体の常任委員会の設置状況についての資料を提出することを確認した。

6 令和3年11月16日に第17回目の委員会を開催し、削減後の議員定数についての協議を行った。他自治体の常任委員会の設置状況について提出した資料（資料3）を基に各会派の意見を聴取した。

委員から、第16回目の委員会で先に議員定数について協議することが決定しているが、議員定数と議員報酬は同時に議論した方が良いとの意見があった。

また、若い人が議員に立候補するためには、議員報酬だけで生活出来る環境が必要であると同時に、報酬を増額しても、現在の議会費の予算内で収めることが必須であるとの意見であった。

次回の委員会では議員定数と議員報酬について同時に協議できるよう、各会派で再度検討することとした。

7 令和3年12月16日に第18回目の委員会を開催し、議員定数と議員報酬について各会派の意見を聴取した。

委員からは、町民の声を広く聞くことが出来るよう現状の議員定数を維持するべき、また、定数削減数の根拠が分からないとの意見があった。

しかし、人口減少が進む中、議員定数は削減が必要であり、各議員の努力次第で民意の反映は可能である。また、現在の議員報酬では専業で若い世代が生活するには難しく、現在の当町議会費の予算の範囲内での議員報酬の増額が必要であるとの結論となった。

委員会としては、委員全員一致での結論を望んだが、議員定数については現状維持と定数削減という意見があり、議員報酬については現状維持と増額の意見があったことから、それぞれ合意点を見出すことが出来ず、やむを得ず採決した結果、議員定数については現行定数を4人削減し14人に、議員報酬については一律5万円増額することをそれぞれ賛成多数で決定した。

なお、令和3年11月1日に1委員の議員辞職があったことから、採決時の委員数は16人となっており、採決の結果は以下のとおりである。採決時に不在であった2人の委員については、各会派で意見の集約が取れており、賛成多数と同意見であった。

採決結果

議員定数について 出席委員14人中
 現状維持 → 1人
 4人削減の14人とする → 12人
 6人削減の12人とする → 1人

議員報酬について 出席委員14人中
 現状維持 → 2人
 一律5万円増額とする → 12人

また、報酬月額を一律5万円増額した場合、町長給与月額と比較すると原価方式による比率は全国標準となることが以下の表から把握できる。

【一律5万円増額した場合の原価方式による比率】

	議 長	副議長	委員長	議 員
改正後の議員報酬月額	380,000円	310,000円	290,000円	280,000円
町長給与月額	920,000円			
町長給与に対する比率	41%	34%	32%	30%
全 国 標 準	40～54%	33～37%	公表なし	30～31%

8 令和4年2月3日に第19回目の委員会を開催し、令和4年第1回定例会に提出する中間報告書のまとめを行った。

9 まとめ

以上が令和2年第4回定例会で報告した以降の調査活動である。

本町議会では、町民の付託に応え、広く町民に関心を寄せていただくために、「議会報告会」の開催や「本会議のインターネット中継」の実施など、様々な議会活性化

に向けた取組を行ってきた。本会議のインターネット配信と議会だよりの簡素化について、七飯町議会広報広聴特別委員会に継承した結果、本会議のインターネット配信については令和3年第2回定例会から開始し、議会だよりについては令和3年11月号から見直しが行われた。

議員定数については、従来は地方自治法により人口に比例して制定されており、人口2万人以上の町村の上限は26人であったが、平成11年の法改正により法定定数制度から法定上限制度となり、また、平成23年の法改正により法定上限制度が廃止され、「市町村議会の議員の定数は、条例で定める」と定義されたことにより、住民の理解を得られるものになるよう十分配慮し、自治体独自の自主的な判断で定めることとされた。

本町議会の議員定数は昭和32年の町政施行時は26人であったが、平成15年より24人に、平成19年より18人となっているところである。

地方分権に対応した本町議会にふさわしい議員定数と議員報酬について慎重に議論を重ねた結果、議員定数については、次期改選期から現行定数を4人削減し14人とし、令和4年第1回定例会に「七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を上程することとした。

議員報酬については、現状の報酬では専業で議員活動に専念するには不十分であり、次世代を担う若年の勤労世代が立候補しやすい環境を作ることが、我々現職議員に課せられた責務であると考えます。

議員報酬一律5万円増額は、原価方式による試算結果では全国標準となり、類似団体と比較しても標準的である。

また、当町の財政面からも考慮出来る範囲内であることから議員報酬を改正するため、七飯町特別職報酬等審議会へ諮問して頂くよう町理事者へ依頼し、答申があり次第、「七飯町議会の議員報酬等に関する条例の一部改正について」を上程することとした。

なお、この改革により財政効果として現れてくるのは、次の一般選挙の令和5年度5月以降であり、議員定数削減と議員報酬増額を合わせ、人件費において令和5年度は3,507千円、令和6年度以降は毎年度3,727千円の削減となる。

以上、中間報告とする。

渡島管内市町議会 議員報酬及び期末手当の状況

は増額

市町名	議員報酬(円)												期末手当(月)			備考
	議長			副議長			議運委員長・常任委員長			議員			H22	H27	R2	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年				
松前町	257,000	270,000	270,000	200,000	210,000	210,000	183,000	190,000	190,000	176,000	180,000	180,000	4.150	4.100	4.500	傾斜配分あり 加算率15%あり
福島町	198,000	232,000	278,000	155,000	185,000	222,000	141,000	168,000	201,000	131,000	156,000	187,000	3.700	3.700	4.500	加算率15%あり
知内町	243,000	243,000	255,000	190,000	190,000	200,000	171,000	171,000	180,000	162,000	162,000	170,000	4.150	4.100	4.450	加算率15%あり
木古内町	230,000	255,000	255,000	180,000	200,000	200,000	162,000	180,000	180,000	153,000	170,000	170,000	3.500	4.100	4.500	加算率15%あり
七飯町	330,000	330,000	330,000	260,000	260,000	260,000	240,000	240,000	240,000	230,000	230,000	230,000	4.300	4.300	4.300	加算率15%あり
鹿部町	239,000	239,000	239,000	185,000	185,000	185,000	167,000	167,000	167,000	158,000	158,000	158,000	4.000	4.000	4.000	なし
森町	265,000	295,000	295,000	210,000	225,000	225,000	190,000	205,000	205,000	180,000	195,000	195,000	3.650	3.650	4.400	加算率15%あり
八雲町	295,000	265,500	295,000	230,000	211,600	230,000	205,000	192,700	205,000	195,000	183,300	195,000	3.900	4.100	4.500	加算率15%あり (H22・H27は12%あり)
長万部町	250,000	250,000	250,000	205,000	205,000	205,000	185,000	185,000	185,000	175,000	175,000	175,000	4.300	4.300	4.500	加算率15%あり
管内計	256,333	264,389	274,111	201,667	207,956	215,222	182,667	188,744	194,778	173,333	178,811	184,444	3.961	4.039	4.406	

八雲町	令和3年選挙より	340,000			275,000			255,000			243,000
-----	----------	---------	--	--	---------	--	--	---------	--	--	---------

参考：道内で人口20,000人以上の町議会の状況

市町名	議員報酬(円)												期末手当(月)			備考
	議長			副議長			議運委員長・常任委員長			議員			H22	H27	R2	
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年				
新ひだか町	300,000	300,000	320,000	230,000	230,000	250,000	210,000	210,000	230,000	200,000	200,000	220,000	3.300	3.300	2.600	なし
中標津町	306,000	306,000	306,000	245,000	245,000	245,000	222,500	222,500	222,500	200,000	200,000	200,000	4.100	4.100	4.500	加算率12%あり
幕別町	323,000	323,000	323,000	258,000	258,000	258,000	231,000	231,000	231,000	212,000	212,000	212,000	4.150	4.100	4.500	なし
音更町	344,000	351,000	397,000	269,000	275,000	321,000	239,000	244,000	290,000	230,000	235,000	281,000	4.350	4.100	4.500	なし (H22は10%あり)

参考：函館市・北斗市議会の状況

市町名	議員報酬(円)												期末手当(月)			備考
	議長			副議長			議運委員長・常任委員長			議員			H22	H26	R2	
	平成22年	平成26年	令和2年	平成22年	平成26年	令和2年	平成22年	平成26年	令和2年	平成22年	平成26年	令和2年				
函館市	630,000	630,000	630,000	560,000	560,000	560,000	—	—	—	510,000	510,000	510,000		3.950	4.45	傾斜配分あり 加算率20%あり
北斗市	400,000	400,000	450,000	340,000	340,000	390,000	320,000	320,000	370,000	300,000	300,000	350,000		3.850	4.45	加算率15%あり

渡島管内市町議会 議員定数の状況

は削減

市町名	議員定数(人)									備考
	平成22年			平成27年			令和2年			
	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	
松前町	14	9,300	664	12	8,111	676	12	6,864	572	H23年選挙から議員定数14人⇒12人に減
福島町	12	5,244	437	11	4,588	417	10	3,890	389	H27年選挙から議員定数11人⇒10人に減
知内町	12	5,227	436	10	4,703	470	10	4,214	421	H24年選挙から議員定数12人⇒10人に減
木古内町	12	5,342	445	10	4,611	461	10	3,990	399	H23年選挙から議員定数12人⇒10人に減
七飯町	18	28,788	1,599	18	28,635	1,591	18	28,019	1,557	
鹿部町	10	4,595	460	10	4,160	416	10	3,834	383	
森町	22	18,174	826	16	16,752	1,047	16	15,015	938	H23年選挙から議員定数22人⇒16人に減
八雲町	20	19,052	953	16	17,630	1,102	16	16,069	1,004	H25年選挙20人⇒16人 R3選挙⇒14人に減
長万部町	12	6,519	543	10	6,055	606	10	5,194	519	H23年選挙から議員定数12人⇒10人に減
管内平均	15	11,360	707	13	10,583	754	12	9,677	687	

八雲町は次回の選挙から14人に2人減

参考:道内で人口20,000人以上の町議会の状況

市町名	議員定数(人)									備考
	平成22年			平成27年			令和2年			
	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	
新ひだか町	22	25,783	1,172	20	23,915	1,196	16	21,999	1,375	H26年選挙22人⇒20人 H30選挙⇒16人に減
中標津町	18	24,170	1,343	18	24,019	1,334	18	23,225	1,290	
幕別町	20	27,289	1,364	20	27,502	1,375	19	26,469	1,393	H31年選挙から議員定数20人⇒19人に減
音更町	22	45,562	2,071	20	45,439	2,272	20	44,142	2,207	H27年選挙から議員定数22人⇒20人に減

参考:函館市・北斗市議会の状況

市町名	議員定数(人)									備考
	平成22年			平成27年			令和2年			
	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	議員定数	人口	人口/議員定数	
函館市	34	282,604	8,312	30	269,539	8,985	27	253,312	9,382	H23年選挙34人⇒30人 H31選挙⇒27人に減
北斗市	26	48,032	1,847	22	46,390	2,109	22	45,791	2,081	H23年選挙26人⇒22人 R5選挙⇒20人に減

北斗市は次回の選挙から20人に2人減

渡島管内市町議会 常任委員会の状況

市町名	令和3年(人)			備考	現議員数 (人)	常任委員会の構成										議運 (人)
	議員定数	人口(R3.5.1)	議員1人あたりの町民			設置数	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	議長	
松前町	12	6,610	551	平成23年14人→12人に減	12	2	総務経済	6	厚生文教	6					○	5
福島町	10	3,782	378	平成27年11人→10人に減	10	3	総務教育	6	経済福祉	6	広報広聴	10			○	5
知内町	10	4,116	412	平成24年12人→10人に減(1欠員)	9	2	総務文教	9	経済民生	9					○	5
木古内町	10	3,907	391	平成23年12人→10人に減	10	1	総務経済	10							○	5
七飯町	18	28,013	1,556		18	3	総務財政	6	民生文教	6	経済産業	6			○	7
鹿部町	10	3,781	378	1人欠員	9	2	総務経済	4	民生文教	5					○	4
森町	16	14,708	919	平成23年22人→16人に減	16	3	総務経済	7	民生文教	8	広報広聴	15			×	7
八雲町	14	15,542	1,110	令和3年16人→14人に減	14	3	総務経済	6	文教厚生	7	広報広聴	7			×	6
長万部町	10	5,058	506	平成23年12人→10人に減	10	2	総務	9	産業建設	9					×	8

森町・八雲町・長万部町の場合、議長は常任委員会に所属していない。

は常任委員会に複数所属性を採用している(福島町は2人が複数所属)。

は広報広聴特別委員会のみ複数所属性を採用している。

参考:道内で人口20,000人以上の町議会の状況

市町名	令和3年(人)			備考	現議員数 (人)	常任委員会の構成										議運 (人)
	議員定数	人口(R3.5.1)	議員1人あたりの町民			設置数	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	議長	
新ひだか町	16	21,574	1,348	平成30年20人→16人に減	16	2	総務文教	7	厚生経済	8					×	5
中標津町	18	23,003	1,278	議員定数について現在協議中	18	3	総務文教	5	厚生	6	産業建設	6			×	6
幕別町	19	26,352	1,387	平成31年20人→19人に減(1欠員)	18	4	総務文教	6	民生	6	産業建設	5	広報広聴	6	×	8
音更町	20	43,701	2,185	平成27年22人→20人に減	20	3	総務文教	7	民生	6	経済建設	6			×	8

4町とも議長は常任委員会に所属していない。

は広報広聴特別委員会のみ複数所属性を採用している。

参考:函館市・北斗市議会の状況

市町名	令和3年(人)			備考	現議員数 (人)	常任委員会の構成										議運 (人)
	議員定数	人口(R3.5.1)	議員1人あたりの町民			設置数	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	委員会名	(人)	議長	
函館市	27	250,205	9,267	平成31年30人→27人に減	27	3	総務	9	民生	9	経済建設	9			○	7
北斗市	22	45,317	2,060	令和5年22人→20人に減が決定済	22	3	総務	7	文教厚生	7	産業建設	7			×	9

北斗市の場合、議長は常任委員会に所属していない。
常任委員会に複数所属はなし。

※全国町村議会議長会による実態調査結果(令和3年3月公表)

- ①常任委員会を設置している町村は916町村(98.9%)であり、未設置は10町村(1.1%)である。
- ②常任委員会の設置数は「2常任委員会」が521町村(56.9%)と最も多く、次いで「3常任委員会」の295町村(32.2%)の順となっている。
- ③常任委員会の平均設置数は、1議会あたり2.4委員会であり、1委員会あたりの平均定数は6.4人である。
- ④常任委員の複数所属性を採用している町村は376町村(41.0%)である。そのうち、議会広報に関する常任委員会を設置している町村は224町村である。
また、採用町村における常任委員会の平均設置数は2.9委員会であり、1委員会の平均定数は6.9人である。
- ⑤常任委員の任期では、「2年」が620町村(67.7%)と最も多く、次いで「4年」の259町村(28.3%)の順となっている。

※北海道町村議会議長会による実態調査結果(令和3年3月公表)

- ①北海道内の全町村(144町村)のうち「3常任委員会」を設置している町村は9町となっている(広報広聴常任委員会は除く)。
内訳は、議員定数20人(音更町)、議員定数19人(幕別町)、議員定数18人(七飯町・余市町・中標津町)、議員定数16人(遠軽町・倶知安町・別海町)議員定数15人(岩内町)。
上記9町のうち、議員定数16人の倶知安町・別海町のみ複数所属性を採用している。
- ②議員定数14人以下の町村では、「1~2常任委員会」の設置となっており、「3常任委員会」の設置は0町村である(広報広聴常任委員会は除く)。